

さいたま市

2021.11 発行

No.61

農業委員会だより



シクラメン（緑区見沼）

主な記事

- 令和4年度市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」の提出
- 農業委員会表彰
- 農業委員会活動報告
 - ・ 農地利用状況調査を行いました
 - ・ 菜の花の種まきを行いました
- 農地の所有者の皆さまへ
 - ・ 農地の安心な貸し借りをお考えの方へ
 - ・ やめよう！農地の違反転用
 - ・ 「農地を使わせて欲しい」という業者にご注意！
 - ・ PCBを使用したコンデンサーはありませんか？



令和4年度市に対する 「農地等利用最適化推進施策に関する意見」の提出

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進をより効率的に実施するため、令和3年9月16日、清水勇人市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見」を提出しました。

(市長への意見提出の様子)
右から、清水市長、西形会長、
石川・関口・本田会長職務代理者



1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。
- (2) 担い手の発掘・確保について、JAと連携を図るとともに、農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充すること。更に、女性農業者の増加が見込まれる施策を展開すること。また、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した農家への支援を拡充すること。
- (3) 農地中間管理事業の制度についてチラシ、ホームページ等での周知に加え、土地持ち非農家を対象とした説明会の開催を検討すること。また、農地中間管理機構と認定農業者及び認定農業者を旨とする農業者との意見交換の機会を設け、担い手への集積・集約化を効率的に進めること。
- (4) 農業経営法人に対して、経営規模を拡大できるよう、税制面での優遇措置及び更なる助成金の拡充等を国に強く働きかけること。
- (5) 「人・農地プラン」策定に当たり、農業参入を希望する法人を含めた担い手のニーズと地域の実情に沿った範囲（集落やJA支店単位など）にすること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する新たな補助制度の創設や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。
- (2) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、JAと連携し相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。

- (3) 遊休化した農地や借り手の決まっていない農地について、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ働きかけること。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。
- (2) 新規就農を希望する人に対し、自立可能なモデルケースの提示及び相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。また、農業大学校やその他専門学校の卒業者に対する新規参入の働きかけや学校等の教育現場における農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知して将来の担い手の育成を図ること。
- (3) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、市やJAが連携して技術指導や研修制度を充実させること。また、新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家に対する支援策を講じること。

4 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。
- (2) 公有地として埼玉県が買取を行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。
- (3) 見沼田圃は全体で約1,260ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる縁辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。
- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

5 その他について

- (1) 農業者の所得及び生産意欲の向上のため、都市型農業の利点を活かした消費者への販売ルートとして、直売所の設置を推進すること。

令和3年度 農業委員会表彰

さいたま市農業委員会では、本市農業の発展と振興に寄与された優良農業者の表彰を行っています。

7月15日に開催された表彰審査会で審査した結果、今年度は、次の方々を表彰することに決定しました。

表彰式は10月20日に行われ、表彰状と記念品が西形会長から授与されました。

丸山 文隆・恵美子 様

多品目の露地野菜の周年栽培に取り組み、食の安心安全に尽力されるとともに、地産地消の推進に努めるなど、地域農業の発展と振興に寄与されました。

奥田 充宏・知栄美 様

家族で農業経営に取り組み、食の安心安全に尽力されるとともに、伝統野菜栽培や生産性の向上に努めるなど、地域農業の発展と振興に寄与されました。

飯山 正樹・佳奈 様

水耕栽培に取り組み、食の安心安全に尽力されるとともに、地域農家の中心的な存在として安定的な農業経営を営まれるなど、地域農業の発展と振興に寄与されました。



前列左から、西形会長、清水市長、丸山恵美子様、飯山佳奈様、奥田充宏様、島崎市議会議長
後列左から、丸山文隆様、飯山正樹様



1 農地利用状況調査



農業委員会では8月から9月にかけて、農地法に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が、市内農地の利用状況調査を実施しました。

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地は、遊休農地として判定されます。

利用状況調査の結果により遊休農地に判定された農地の所有者には、「利用意向調査書」を送付しますので、調査書が届いた場合は、添付の資料をご確認の上、回答にご協力をお願いします。



農地所有者の皆さまへ!



- 日頃から、除草・耕うん・作付けなど、農地を適正に維持管理していくことが大切です。
- 雑草等が繁茂している農地がありますと、病害虫等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。
- 耕作するのが難しい方や後継者がいなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

2 菜の花の種まき



10月6日、北区及び緑区会場において、農業委員と農地利用最適化推進委員が菜の花の種まきを行いました。

これは、農業者の高齢化や担い手不足等により耕作されない遊休農地の解消の一助とするとともに、景観作物（菜の花）により都市住民とのふれあいの場の提供にも寄与しようとするものです。



北区会場



緑区会場

農地の安心な貸し借りをお考えの方へ

農地の貸し借りには、農業経営基盤強化促進法により利用権を設定する方法や農地中間管理機構による農地中間管理事業を活用する方法などがあります。

高齢のため農地を耕作するのが難しい方や後継者がいないために将来の農地の維持管理が心配な方などは、検討してみたいかがでしょうか。

▶ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

- 貸借期間は、貸し手と借り手の話し合いにより自由に設定できます。
- 貸借期間が満了すれば自動的に貸借関係が消滅し、確実に貸し手に農地が返還されます。その場合には離作料を支払う必要はありません。
- 貸借期間中は安心して耕作ができます。
- 継続して貸借を希望する場合は、再び利用権を設定することもできます。



問合せ 農業振興課
☎ 829-1805 FAX 829-1966

▶ 農地中間管理事業の活用

- 農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）（以下「機構」という。）が、農地を貸したい人から農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手農業者に貸し付ける事業です。
- 対象農地は、市街化区域以外の農地です。また、埼玉県の場合は、耕作者のいる農地のみを機構が借り受けます。
- 賃貸借による借受けは、原則として、6年以上です。
- 貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に農地が戻ります。
- 契約期間中に耕作できなくなった場合には、機構が市、農業委員会と連携して他の耕作者を探します。（機構が次の耕作者を見つけるまでの間、最長2年間は農地の管理を行います。）
- 自分がリタイアするときに備えて、農地を機構に預けて自ら借り受ける保険的な利用が可能です。
- 現在貸し付けている農地が返されても困らないように、農地中間管理事業に切り替えることが可能です。
- 地域単位で農地中間管理事業に取り組むと、1.0～2.2万円／10aの協力金が地域に交付されます。



やめよう!

農地の違反転用



★農地転用とは？

農地を住宅、資材置場、駐車場等の用途に変更することです。
農地転用するには、許可申請または届出の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい措置が…

無断で転用すると、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

「農地を使わせて欲しい」という業者にご注意ください!

業者等から農地以外の用途として使わせて欲しいと頼まれ、了承した後に農地へ大量の土砂を堆積されてしまうという事例が発生しています。

業者はもちろん土地所有者も責任を問われます

放置すると周辺の農地にも被害を与える恐れがあります

農地法違反は3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります

一度堆積されたら復元は困難です



狙われるのはこんな農地!

- ✓長年使われていない農地
- ✓草が生い茂り、手入れがされていない農地
- ✓すでに土砂が積みれ山になっている農地

被害にあわないために

- 契約書等に簡単に署名せず、はっきり断ることが大切です。
- 耕作していない農地だから大丈夫、と簡単に考えてしまうと、後々取り返しのつかないことになってしまいます。

自衛が重要!

不審に思った方は、**地元の農業委員**又は**農地調整課**までご相談ください。

【問合せ先】 農地調整課 ☎ 829-1903 FAX 829-1966



注意!

PCBを使用したコンデンサーはありませんか?

昭和52年以前に設置された乾燥用モーターや揚水ポンプには、電気効率を上げるために配電盤等に有害物質であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用したコンデンサーが設置されていることがあります。

PCB廃棄物特別措置法により①高濃度PCB含有コンデンサーの処分期限は3kg以上の物が令和3年度末まで、3kg未満の物が令和4年度末まで、②低濃度PCB含有コンデンサーは令和8年度末までとなっており、使用中であっても処分期限までに処分する必要があります。

PCB：人工的に合成された油で主に電気機器の絶縁油として使用されていました。昭和43年に米ぬか油の製造過程で使用されたPCBが誤って商品に混入し、この米ぬか油を摂取した多くの人々に皮膚の異常や内臓疾患などが続出、胎児にまで影響を及ぼしました。〔カネミ油症事件〕

コンデンサーの銘板を確認の上、メーカー又は（一社）日本電機工業会ホームページ（<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb>）をご確認いただき、PCB含有または含有の疑いのあるコンデンサーがあった場合は下記までご連絡ください。

【問合せ先】 産業廃棄物指導課 ☎ 829-1607 FAX 829-1933

農業者年金で安心で豊かな老後を!

農業者年金基金

独立行政法人 農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 メール: info@nounen.go.jp

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月 700 円（送料・税込み）
- 申込み：農業委員会事務局へ

編集後記

さいたま市の農業は、高齢化や農地の転用・開発に伴い、農業従事者や農地面積が減少傾向にあります。

農地には、農作物の生産のみならず、保水・貯水等の治水機能もあり、台風やゲリラ豪雨などによる水害防止にも貢献しておりますので、農地の維持管理はとても大切です。

相続等で農地を取得したが耕作予定も無く、農地の維持管理でお困りの方は、本誌でも情報提供しておりますが、農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

広報委員 関根 光一

広報委員会委員

委員長 山本 博行
副委員長 関根 光一
委員 石井 栄寿 小嶋 邦彦
中村義太郎 富田 優

発行者 **さいたま市農業委員会**

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 829-1805 FAX 829-1966

この農業委員会だよりは、11,000部作成し、一部当たりの印刷経費は20.9円です。